

伊豆市低入札価格調査制度による調査等実施要領

(趣旨)

第1条 この訓令は、伊豆市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の競争入札を行う場合において、伊豆市契約事務規則（平成16年伊豆市規則第146号）第27条（第39条において準用する場合を含む。）の規定により、契約を行おうとする場合について、必要な事項を定める。

(調査の対象)

第2条 この調査の対象となる建設工事は、予定価格が5,000万円以上の建設工事及び総合評価落札方式の適用を受ける建設工事とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 この調査の対象者は、低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った入札を行った者（以下「調査対象者」という。）とする。

(調査基準価格の設定及び算定)

第3条 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる算定額の合計額（千円未満の端数切捨て）に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（千円未満の端数切捨て）とし、予定価格に10分の7.5を乗じた額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（千円未満の端数切上げ）とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、契約ごとに調査基準価格を予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内において適宜の割合を乗じて得た額とすることができる。

3 前2項において定める調査基準価格は、予定価格を記載する書面の下部に「調査基準価格〇〇円」と記載し、さらに、当該調査基準価格に110分の100を乗じて得た金額を「調査基準価格入札比較価格〇〇円（消費税抜き）」と記載する。

(入札参加者への周知)

第4条 この調査制度の円滑な運用を図るため、市長は、伊豆市入札心得の条文を熟読することを入札参加者に促すとともに、公告等に次の事項を明示し、問題が発生しないように配慮する。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の適用があり得ること。
- (2) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法に関すること。
- (3) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、落札候補者であっても落札者とならない場合があること。
- (4) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すべきこと。

(契約締結における条件)

第5条 調査対象者が落札した場合は、次に掲げる事項を契約締結の条件とする。

- (1) 契約保証金は、請負代金額の10分の3以上とすること。
- (2) 主任技術者（監理技術者）とは別に、建設業法第26条第1項又は第2項に規定する者と同等以上の技術者を専任で静岡県交通基盤部監修の土木工事共通仕様書を準用する工事の場合及び農林土木工事共通仕様書を準用する工事のうち土木工事の場合は2名、その他の工事の場合は1名現場に補助技術者として配置し、主任技術者（監理技術者）を補助し工事の品質確保に努めるこ

と。ただし、市長が、特に必要と認める場合は、補助技術者を、監理技術者資格を有する者とすることができる。

- (3) 現場代理人、主任技術者（監理技術者）、専門技術者及び補助技術者は、これを兼ねることができない。

（落札決定の保留）

第6条 入札の結果、調査基準価格を下回った入札が行われた場合には、落札決定を保留し、低入札価格調査を行い後日決定する旨を告げて、入札を終了する。

（調査の実施）

第7条 前条の入札に係る建設工事の施工を監督する課長（以下「工事担当課長」という。）は、当該調査対象者がその価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて、次の項目により調査対象者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとし、市長は、調査対象者に対してその旨通知する。

- (1) その価格により入札した理由
 - (2) 入札金額の積算内訳
 - (3) 契約対象工事付近における手持工事の状況
 - (4) 配置予定技術者
 - (5) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）
 - (6) 手持資材の状況
 - (7) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
 - (8) 手持機械数の状況
 - (9) 労務者の具体的供給見通し
 - (10) 過去に施工した公共工事名及び、発注者及び成績状況
 - (11) 建設副産物の搬出地
 - (12) 経営内容、会社の概要
 - (13) 経営状況 取引金融機関、保証会社等への照会
 - (14) 信用状況 建設業法違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況、その他
 - (15) 前各号に掲げる項目のほか、市長が必要と認めた事項
- 2 前項の規定により通知を受けた調査対象者が市長の指定した期日までに別に定める低入札価格調査マニュアル（以下「調査マニュアル」という。）に定める意向確認書を提出し、これを受理した場合は、当該調査対象者の入札を無効とする。
- 3 第1項の調査の実施方法等については調査マニュアルによるものとする。この場合において、調査対象者は、調査マニュアルに定める様式による調査項目をもれなく記入し、市長の指定した期日までに提出しなければならない。
- 4 調査は、複数の調査対象者について並行して行うことができる。

（調査期間）

第8条 第6条の規定により落札決定を保留とした場合には、工事担当課長は、直ちに前条に掲げる調査を行うものとし、調査マニュアルの様式が提出されたときは、速やかに調査を完了させるものとする。

（適合した履行がされると認められる場合の措置）

第9条 市長は、工事担当課長の調査の結果、最低価格入札者がした入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めたときは、直ちに最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を知らせるものとする。

（適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の措置）

第10条 工事担当課長は、調査の結果、調査対象者がした入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、調査の結果及び意見を記載した書面により、副市長、

工事担当部長及び契約担当課（室）長（以下「契約審査委員」という。）に、意見を求めなければならない。

（契約しない場合の判断基準）

第11条 工事担当課長は、次の各号のいずれかの項目に該当する場合は契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると判断するものとする。項目の詳細については、別表のとおりとする。

- (1) 市長が指定した期日までに調査資料が提出されない場合
- (2) 入札価格（工事費）内訳書の工事価格と入札価格が一致していない場合
- (3) 下請予定業者からの聞き取り調査の結果と下請見積書等の金額が一致していない場合
- (4) 設計図書に計上した設計数量を満足していない場合
- (5) 安全管理体制が十分確保できるための安全費等が適正に計上されていない場合
- (6) 材料や製品の品質・規格が、設計仕様に適合しない場合
- (7) 作業効率等が施工不可能なものである場合
- (8) 建設副産物の処理方法や処理費用が適正でない場合
- (9) 入札価格が数値的判断基準（契約しない基準額）を下回った場合
- (10) 契約締結の条件を履行できない場合
- (11) 上記のほか、適正な工事の履行がなされないおそれがあると認められる場合

（契約審査委員の審査及び意見の表示）

第12条 契約審査委員は、工事担当課長から意見をもとめられたときは、審査を行い、書面によって意見を表示するものとする。この場合の意見は、多数決によるものではなく、個別の意見を表示する。

（契約審査委員の意見に基づく適合した履行の判断等）

第13条 契約審査委員の表示した意見のうち、2人以上の意見が工事担当課長の意見（その価格をもっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる意見）と同一であった場合は、市長は、最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者（複数の調査対象者がある場合は、次の低価格の入札者で第9条の規定による適合した履行がされると認められた者を含む。）（以下「次順位者」という。）を落札者とする。

2 工事担当課長は、契約審査委員の表示した意見のうち、2人以上の意見が自己の意見と異なった場合においても、なお、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたことについての合理的な理由があるときは、次順位者を落札者とすることができる。

（監督検査体制の強化等）

第14条 第9条の規定により調査対象者が落札した場合においては、次に掲げる措置をとるものとする。

(1) 施工体制台帳、下請負人通知書の提出及びその内容のヒアリング

工事担当課長は、請負業者に対して、施工体制台帳及び下請負人通知書の提出を求めるものとする。施工体制台帳及び下請負人通知書の提出に際しては、必要に応じて請負業者からその内容についてヒアリングを行うものとする。

(2) 施工計画書の内容のヒアリング

工事担当課長は、共通仕様書に基づき施工計画書を提出させる際に必要があると認めるときは、請負業者から、その内容についてヒアリングを行うものとする。

(3) 重点的な監督業務の実施

監督員は、当該工事に係る監督業務において、段階確認、施工の検査等を実施するに当たっては、立会することを原則として、入念に行うものとする。また、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書等の記載に沿った施工が実施されているかどうかの確認を併せて行うものとし、実施の施工が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人等から詳細に聴くものとする。

(4) 労働安全担当機関との連携

工事担当課長は、安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払の確保の観点から必要があると認めるときは、労働基準監督署の協力を得て、施工現場の調査を行うものとする。

(5) 品質証明の実施

「農林土木工事共通仕様書」又は「土木工事共通仕様書」を適用する工事においては、契約金額に関わらず各仕様書に規定する品質証明工事の対象とする。

(特記仕様書への明示等)

第15条 前条第1項、第2項及び第5項に掲げる措置を講ずることに伴い、次に掲げる事項を特記仕様書において明示するものとする。

(1) 施工体制台帳、下請負人通知書の提出及びその内容のヒアリング

① 調査対象者が落札した場合においては、請負者は工事担当課長の求めに応じて、施工体制台帳及び下請負人通知書を工事担当課長に提出しなければならないこと。

② ①の書類の提出に際して、その内容のヒアリングを工事担当課長から求められたときは、請負者は応じなければならないこと。

(2) 施工計画書の内容のヒアリング

調査対象者が落札した場合においては、仕様書に基づく施工計画書の提出に際して、その内容のヒアリングを工事担当課長から求められたときは、請負者は応じなければならないこと。

(3) 品質証明の実施

調査対象者が落札した場合において、「農林土木工事共通仕様書」又は「土木工事共通仕様書」を適用する工事においては、各仕様書に規定する品質証明工事の対象となること。

2 前条第1項、第2項及び第5項は、特記仕様書へ記載することにより、契約の一部となるものであり、請負者が前条第1項、第2項及び第5項に違反して、施工体制台帳等を提出せず、又はヒアリングに応じなかった場合には、伊豆市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（令和元年伊豆市告示第66号）別表第1第4号に該当する場合がある。

(閲覧に供する書面への特記)

第16条 第9条の規定により調査対象者が落札した場合においては、当該工事に係る入札結果等を公表する際に、閲覧に供する入札結果表の写しに「低入札価格調査制度調査対象工事」と記載するものとする。

附 則

この訓令は、平成28年6月1日から施行し、平成28年6月1日以後に、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

附 則

この訓令は、令和元年10月1日から施行し、令和元年10月1日以後に、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行し、令和4年4月1日以後に、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

附 則

この訓令は、令和6年2月1日から施行し、令和6年2月1日以後に、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

別表 (第11条関係)

契約しない場合の判断基準

| 項 | 目 | 内 容 |
|-----|---------------------------------------|---|
| (1) | 市長が指定した期日までに調査資料が提出されない場合 | <p>ア 入札価格(工事費)内訳書の根拠となる、より詳細な積算内訳書が、開札当日または市長が指定した期日までに提出されない場合。</p> <p>イ 前記ア以外の調査資料が、市長が指定した日時までに提出されない場合。なお、提出期限は通知した翌日から起算して土日を含む7日目の午後5時とし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日、年末年始等の休日は含まない。提出方法は、持参か郵送(期限までの必着)とする。</p> <p>ウ 前記資料については、提出期限後の差し替え及び再提出は認めない。</p> <p>ただし、市長が必要な添付書類を提出するよう指示をした場合は、このかぎりでない。</p> |
| (2) | 入札価格(工事費)内訳書の工事価格と入札価格が一致していない場合 | <p>ア 入札価格(工事費)内訳書の工事価格と入札価格が一致していない場合</p> <p>イ 入札価格(工事費)内訳書の工事価格と積算内訳書が一致していない場合</p> <p>ただし、単に記入間違いであることが明らかな場合、または、軽微な間違いの場合で入札価格に影響がない場合を除く</p> |
| (3) | 下請予定業者からの聞取り調査の結果と下請見積書等の金額が一致していない場合 | <p>ア 下請予定業者からの聞取り調査の結果と下請見積書等の金額が一致していない場合</p> <p>イ 下請予定業者からの見積書等の総額が入札価格を上回る場合</p> <p>ウ 下請予定業者からの見積書等下請に係る費用の根拠となっている資料が確認できない場合、特に重要と認める資材等については実績のある納品書や請求書等を提出すること</p> <p>ただし、公表単価及び県の標準単価と比較して大きな差異がない価格で積算されている場合は除く</p> |
| (4) | 設計図書に計上した設計数量を満足していない場合 | <p>ア 設計図書に計上した設計数量が、入札価格に反映されていない場合</p> |
| (5) | 安全管理体制が十分確保できるための安全費等が適正に計上されていない場合 | <p>ア 設計図書で計上された交通誘導員に係る費用が計上されていない場合</p> <p>イ 設計図書で示された交通誘導員の配置計画と異なる場合に、その積算根拠が明確でない場合</p> |
| (6) | 材料や製品の品質・規格が、設計仕様に適合しない場合 | <p>ア 材料や製品について、発注者が示した設計仕様に適合した品質・規格を満足していない場合</p> |
| (7) | 作業効率等が施工不可能なものである場合 | <p>ア 使用予定機械の施工能力以上の日当たり施工量等により入札価格を積算している場合</p> <p>イ 現場条件等から物理的に不可能な使用予定機械の編成による日当たり施工量等で入札価格を積算している場合</p> |

| | | |
|------|------------------------------------|---|
| (8) | 建設副産物の処理方法や処理費用が適正でない場合 | <p>ア 建設副産物について、適正な処理費用が計上されていない場合</p> <p>イ 建設副産物の処理費用が計上されている場合にあっても、当該処理費用算出根拠が示されない場合、又過去の取引実績より今回取引予定額が低額である場合において、その根拠が明確でないなど不当に低額な費用を計上している場合</p> |
| (9) | 入札価格が数値的判断基準（契約しない基準額）を下回った場合 | ア 調査基準価格入札書比較価格に10分の8を乗じて得た額（千円未満切捨て）を下回った場合 |
| (10) | 契約締結の条件を履行できない場合 | ア 第5条で定めた契約締結の条件を履行できない場合 |
| (11) | 上記のほか、適正な工事の履行がなされないおそれがあると認められる場合 | |